

# チリ軍事政権の「国家の再建」について

よし だ ひで は  
吉 田 秀 穂

はじめに

- I 軍事政権の基本方針
- II 経済再建政策とその効果
- III 軍事政権と批判勢力  
むすびにかえて

はじめに

1973年9月11日、チリの三軍と警察によるクーデターでアジェンデ人民連合政権が打倒され、ピノチェット軍事政権が成立してから4年が過ぎた。ラテンアメリカ諸国の中では例外的に議会制民主主義の長い歴史を持つチリで、軍事政権がこれだけの期間続いているのはまれなことである。

この軍事政権は、アジェンデ政権期(1970年11月~73年9月)に破壊された国家の再建という大義名分のもとに、クーデター以来ずっと戒厳令・夜間外出禁止令をしき、左翼の諸政党組織を非合法化して弾圧し、議会を閉鎖、また政党と一般市民の政治活動や集会・ストライキを禁止して、アジェンデ政権時代の行き方をほぼ白紙にもどした。そして政治的には「反共産主義」「国家の安全」の原則を最優先して、従来の西欧型の議会制民主主義のルールを否定し、「新しい型の民主主義」の創出とその制度的な定着をめざし(=権威主義的体制)ている。また経済的には、アジェンデ政権時代に噴出した数百パーセントにもおよぶ高率のインフレーションを抑制するためにきびしい引き締め政策をとるとともに、アジェンデ政権が銅

鉱山を無償で国有化したためにこじれていたアメリカとの経済関係をこれを補償することによって改善し、国際収支・財政収支の均衡、物価・貿易・資本の自由化、国営企業の私企業化、接收されていた農場の旧地主への返還などをはじめとして、チリ経済の海外競争力強化のために最近30年間に支配的であった国家による保護主義的な経済政策の伝統を根本的に修正して、市場の自由な動きを最大限に利用しての経済成長・効率をめざした「古典的」とも言えるほどの自由主義経済体制の再建を強力に押し進めてきている。

しかし、クーデター以後のこれらの政治的・経済的諸政策が相当にドラスティックであること、戒厳令を背景とする強引なものであるため、政治的には軍事政権は、政治的民主主義、市民的自由、基本的人権を極端に抑圧しているとしてクーデター以来ずっと国連その他の国際機関、キリスト教民主党、カトリック教会などをはじめとした内外からの非難をあびてきている。経済的にも戒厳令によって労働組合・同業者組合のストライキは禁止されており、このため軍事政権の政策遂行能力は歴代の政権のなかではくらべようがないくらい大きいにもかかわらず、1973年末以来の「石油ショック」の影響と、外貨収入の柱である銅の国際市場価格の低迷という国際的な要因も加わって、75年には経済成長率マイナス15%、物価上昇率340%、失業率20%とチリの最近の歴史

のなかでは30年代初期に世界経済恐慌の影響をこうむった時の事態に次ぐ最悪の危機に直面した。チリ経済はこの1975年に底をつき、その後ゆるやかな回復過程にあるが、内外の情勢からみて、本格的な回復にはなお相当の期間が必要と思われる。

このため軍事政権は、「国家の再建」のためのこれらの諸政策の実施とその効果をめぐって、国内的にはこれらに批判的なキリスト教民主党やカトリック教会とかなりきびしい対立関係にあるのが現状である。

本稿は、1973年のクーデターから最近までのチリ軍事政権の「国家の再建」の諸政策を概観したものであるが、第I節ではその基本方針、特に政治体制を、第II節では経済再建政策とその効果を、第III節ではキリスト教民主党とカトリック教会による軍政批判を扱うことにする。なお本稿では、資料はすべて公式のものを使用したこと、分析の範囲を国内要因（それも政党レベルのそれ）のみに限定したこと、軍部そのものや打倒されたアジェンデ派の動向については筆者に知るところがほぼないこともあって割愛したこと、などの点で限界があることを断っておきたい。

#### 軍事政権関係年表

1973年	6月29日	クーデター未遂事件発生。
	9月11日	クーデターでアジェンデ政権崩壊。軍事政権成立。戒厳令公布。経済相にフェルナンド・レニス (Fernando Leniz) 就任。
	9月21日	左翼政党非合法化。政治（党）活動の全面的禁止令。
1974年	3月11日	軍事政権、チリ国家再建方針発表。
	4月	キリスト教民主党主流派、政治的敗北を確認。（イグナシオ・パルマ [Ignacio Palma] 論文）
	6月26日	ピノチェット軍事評議会議長、大統領に昇格。

7月	外国資本受入れを自由化（軍政令第600号）	
10月	極左の革命的左翼運動（MIR）ほぼ壊滅。	
1975年	4月	経済相フェルナンド・レニス辞任。セルヒオ・デ・カストロ (Sergio de Castro) 経済相に就任。
	8月	軍事評議会メンバーのリー (Gustavo Leigh) 将軍、経済政策のインパクトが大きすぎると発言。
1976年	1月	キリスト教民主党のエドゥアルド・フレイ (Eduardo Frei) 元大統領、軍政を批判。
	1月15日	国家評議会創設。エドゥアルド・フレイ、参加を拒否。
	5月	米州機構 (OAS) 第6回総会、サンティアゴ市で開催。キッシンジャー、チリの人権侵害を憂慮する発言。5名の弁護士事件。
	8月	軍事政権、ハイメ・カスティージョ (Jaime Castillo)、エウヘニオ・ベラスコ (Eugenio Velasco) 両弁護士を国外に追放。
	9月11日	新憲法発布。軍事政権、アメリカの軍事援助を拒否。
	10月	チリ、アンデス共同市場より脱退。
	11月	共産党書記長ルイス・コルバラ (Luis Corvalán) とソ連反体制知識人ブコフスキーとの相互釈放。
	12月	CIAのチリへの献金暴露事件（アメリカ上院）。
1977年	2月	キリスト教民主党系週刊誌エルシジャ (Ercilla) 誌、政府系に。
	2月	キリスト教民主党系の放送局、ラジオ・プレシデンテ・バルマセーダ、軍事政権により閉鎖。
	3月11日	トマス・レイエス (Tomás Reyes)、アンドレス・サルディバル (Andrés Zaldívar) 事件。軍事政権、全政党を非合法化。
	3月25日	ローマ・カトリック、軍政を批判。
	3月	国連、チリの人権侵害を非難。

## 1 軍事政権の基本方針

1973年9月のクーデターでアジェンデ政権を打倒した軍部・警察、およびこれを支持した大多数のチリ国民にとっては<sup>(註1)</sup>、民主主義的な方法で社会主義社会の建設をめざしていたとされるアジェンデ人民連合政権は民主主義的な政権であったところか、「言論の自由、集会の権利、ストライキの権利、請願の権利、所有の権利、および尊厳かつ保障された(市民の)生存に対する一般的権利などの基本的権利をきわめて不法な手段によって破壊した」<sup>(註2)</sup>ばかりでなく、階級闘争を人為的におおることによってチリの政治・経済・社会、すなわち国家的秩序そのものを破壊し大混乱におとし入れた、チリの歴史のなかでも例をみないほどひどい政権であり、クーデターはこの国家的な危機からチリを救った「愛国的な政変」にほかならなかった。

それゆえ、軍事政権が戒厳令をもってこの4年間適用してきた諸政策の目標は、公式には、このアジェンデ政権期に破壊された国家の再建(Reconstrucción nacional)をめざしたものであるということになっている。この再建の中心的な課題は政治的安定と経済のたて直しの二つであるが、まず軍事政権の基本的な立場からみてみると――、

「……軍部と警察は政権を維持する期間をいつまでとは定めない。なぜなら国家を道徳的、制度的および物質的に再建する仕事は深刻かつ長期の活動を必要とするからである。決定的なことは、チリ国民のメンタリティーを変えることが急務である。しかし、このこと以上に重要なこととして、現政府は単に行政管理的な政府、すなわち前後二つの類似した政党政府(dos

Gobiernos partidistas similares)の間にはさまるひとつの挿入句、にみずからを限定するつもりはないことをこれまではっきりと宣言してきた。言いかえれば、現政府は、その行動あるいは怠慢のためにチリ国家の実質的な破壊をもたらしたという点で重大な責任を負っている当の政治家達に再び権力を返すために秩序の回復につとめている、いわば政党政治の『一時的中断』を意味する、政府ではないということである。軍部と警察の政府は、国家の行く手にひとつの新しい段階を画し、健全な市民的慣習のもとで育成されたチリ国民の新しい世代のために道を開くことをめざしている。」

軍事政権は、クーデターから6カ月後の1974年3月11日、かなり長文の再建方針を発表、それ以来この方針に沿って政策を適用してきている。上に引用したのはその方針の一節である<sup>(註3)</sup>。

言われていることはきわめて明瞭である。長期にわたって政権は維持する。もう以前のような政党政治には戻らない。政治家に権力は渡さない。チリ国民の物の考え方を変える。もう少しつけ加えると、この方針には、軍事政権はチリ社会に新しい近代的な制度を定着させることに努め、そのうち折をみて普通選挙を実施して国民が選んだ人々に政権を引き渡す、軍と警察はその時には新しい憲法が定めるはずの広い意味での国防行為に従事するが、従来のように政治に対しての観客という立場はとらず、むしろ政治の主導者としての使命を果たしていく、とも述べられている。

以上のことから明らかなように、ピノチェット軍事政権は非常時体制をとっている暫定的な政権などでは決してなくて、これまで約150年続いてきた政党政治に基づくチリの議会制民主主義のあり方そのものを、アジェンデ政権期の経験から共産

主義の脅威に弱い政治制度であるとしてこれに見切りをつけ、自由主義・資本主義国としての国家的秩序を防衛するために、軍主導型の新しい右翼的な政治社会体制の創出を相当の決意をもってめざしている強大な政権であって——軍部はクーデターを起こした日にちなんでこれを「9月11日運動」と呼んでいる——、これまでの4年間はこのためのごく最初の制度的な基礎の確立をめざしてきた時期といえる。たとえば、ピノチェット軍事評議会議長の大統領への昇格(1974年6月26日)、大統領の諮問機関である国家評議会の設置(1976年1月15日)、いまだ部分的であるが新しい憲法の公布(1976年9月11日)<sup>(注4)</sup>、すでに非合法化されている左翼の諸政党以外の全政党に対する解散措置(1977年3月11日)、などはその政治的側面である。

したがって軍事政権が推進している「再建」とは、以前のようなかたちでのチリ国家の再建ではなく、右翼的な再編＝改造といったほうが適切である。この軍事政権を支持・推進している主勢力は、言うまでもなく、陸・海・空の三軍と警察であり、その主要な協力者はかつての国民党、キリスト教民主党的右派の一部、およびこれらの傘下の団体・組織である。すなわち政府、官界、学界、および公共経済部門の重要な地位については、陸・海・空の三軍と警察の指導的幹部、旧国民党・キリスト教民主党的右派系の実力者、大物、エリート、テクノクラートであって、軍事政権の政策はこうした人々に指導されており、ジャーナリズム界のエル・メルクリオ(El Mercurio)社、産業界の工業振興協会、地主階級の連合体である全国農業協会など、従来国民党寄りであった諸団体に支持されている。たとえば、1976年1月に設置された「国家評議会」は、新憲法の草案作

りから外交、内政、その他さまざまな重要問題について大統領に諮問する機関であるが、そのメンバーは、アレサンドリ元大統領、グスマン(Jaime Guzman)弁護士などの国民党系の指導者、1948年に共産党を非合法化したビデラ(Gonzalez Videla)元大統領(当時は急進党)、キリスト教民主党的右派のカルモーナ(Juan de Dios Carmona)元上院議員、アジェンデ政権末期に長期のストを指導してアジェンデ政権を苦しめた、エル・テニエンテ銅鉱山労働組合のメディーナ(Guillermo Medina)議長、最高裁判所判事、など18人の著名な保守系の大物からなっている。

それゆえ、ピノチェット軍事政権の性格については、軍事独裁政権、軍事ファシズム、協同組合国家、などさまざまに言われているが、実態はそれまで政治的に中立を保ってきた軍部・警察がそれまでの最も伝統的な保守的支配層の諸勢力の側についたものであって、その基本的なイデオロギーは、アジェンデ政権期の混乱をば西欧型の民主主義の必然的な帰結であり、その破産が立証されたものと総括していることにある。なぜなら、これらの人々によれば、チリの左翼勢力はこの政治制度をたくみに利用して民主主義的な装いをもってアジェンデ政権として登場することに成功し、しかもこの少数派政権による圧政、横暴、チリ社会の破壊を前にして多数派の野党の政治家達(民主主義勢力)はこの政治制度のもとでなすすべを知らず、軍部と警察によるクーデターによってはじめて共産主義からの解放がなしとげられえたからである。共産主義に対する西欧型民主主義の限界が明らかになったとするのである<sup>(注5)</sup>。

こうした総括の仕方は、チリの保守勢力にとってアジェンデ政権の3年間というものがかいかに大きな衝撃であったかを物語っており、この意味で

クーデターはチリの右翼の総反乱であったと言える。というのは、アジェンデ政権がとったチリ社会の社会主義的変革の方法は、少数与党で立法能力がなかったために、既存の法律をできるだけ拡大解釈しながら総動員し、憲法が定める諸条項——特に大統領の大幅な権限、議会の議席数の3分の1を上まわれれば政権維持が可能という規定など——を最大限に利用するという、いわばギリギリの合法性の追求であり、これに対して国民党やキリスト教民主党がとった対抗措置は、これも既存の法律を総動員して反対することであった。そしてこれらの反政府勢力がどうしようもなく最終的な措置としてうった手が、国有化制限法案（ハミルトン＝フェンテアルバ法案）や40ヘクタール以下の農場の接収を禁ずる法案、のように、憲法を一部修正して、一番外側からアジェンデ政権をしばろうとすることであった。したがって、アジェンデ政権末期には、政府側と反政府側の間でこうしたギリギリの法的闘争が行なわれていたわけで、反政府勢力の一翼であったキリスト教民主党は、アジェンデ政権の横暴を許した大きな要因は、少数派でも3分の1を超えれば政権維持が可能な規定や強大な大統領の権限、といった制度上の一側面に問題があったからであり、チリの民主主義全体ではない、として軍事政権とは少し違った総括をクーデター以後行なっているからである（注6）。

したがって、軍事政権の方針が明確になった1974年3月の時点で誰の目にも明らかになったことは、軍事政権の登場は、アジェンデ人民連合政権とその支持勢力の総敗北であったばかりではなく、議会制民主主義擁護という政治的原則から1970年の末にアジェンデ政権の成立を支持し（国民党は反対した）、後には独裁的・全体主義的とし

てこれに反対し、ついには軍事クーデターを支持し、そして軍事政権を以前のような民主主義的政治体制に復帰するまでの間の、短期間の、過渡的な秩序回復政権とみた、キリスト教民主党の政治的・思想的な敗北でもあったということである。チリ国家の実質的な破壊という事態に責任を負っている政治家達、と先の引用文中で非難がましく言われているのは、主としてこのキリスト教民主党のことをさしている。

さて、自由主義・資本主義を守るための新しい体制とはどのようなものか、まず国家・社会のあり方の理念についてみると、それはマルクス＝レーニン主義による階級闘争史観に引き裂かれた、混乱、憎悪、暴力の社会（＝アジェンデ政権）、大量消費、平等主義、諸要求貫徹の無秩序・無責任の大衆民主主義（アジェンデ政権に先行するチリ社会）に對置された階級調和・秩序・規律・平和・連帯の社会の建設による国民的統一（Unidad nacional）の達成と「偉大な国家」の建設である（注7）。

そのためには、「チリ国民の精神的な統合こそがチリ社会の進歩と正義と平和の土台である」として軍事政権は、これを破壊する共産主義（思想）（そしてナチズムのような国家社会主義）を断固として排除する立場を鮮明にし、チリの伝統的な支配的宗教であるキリスト教（特にカトリック）的ヒューマニズムに基づいた人間・社会観とスペイン的な伝統とをそうした土台とすることを宣言している。これによれば、国民の基本的な人権や市民的自由こそが国家権力に優先されねばならない大原則であって、これに加うるにキリスト教的な社会秩序が「真に自由で民主主義的な社会」の基礎である。したがってこれまでのように国家権力が個人や社会、経済の領域に介入するという事態は可能な限り避けられねばならず、国家が行なうべきこ

とは「すべてのチリ国民が自己の全的実現を達成できるような社会的諸条件」の確立(国防もこうしたなかに含まれる)であって、あとはなるべく自由なほうがよい。

こうしたことを確立するために軍事政権がとってきた具体的な措置は、「国家の安全保障」の名による国内の治安の強化と反共産主義政策、政治犯とされたアジェンデ派の人々の釈放(追放)と次節でみるようにならかなり徹底した「古典的」とも言いうる自由主義的経済政策の導入であった。

周知のように軍事政権は、権力掌握後ただちに戒厳令・夜間外出禁止令をしき、「共産主義のイデオロギーはチリ国家に対する攻撃とみなす」として、左翼の諸政党・組織を非合法化して徹底的に弾圧し、官界・学界・労働界からアジェンデ派を一掃した。また国家保安法を強化して政権を転覆あるいは批判するあらゆる活動をきびしく取り締まって国内の治安を確保した。議会の閉鎖、非左翼政党・一般市民の政治活動の停止(Receso Político)、言論・報道の統制、集会・ストライキの禁止もこの一環である。

以上のような戒厳令体制は、1973年9月のクーデター直後の「戦争状態における戒厳令」、74年9月以降の「国家の安全のための戒厳令」、75年9月以降の「国内の安全のための戒厳令」、とその厳しさの度合いを徐々に弱めながら現在まで継続されてきているが、これは一つには、軍事政権下で武力による抵抗を続けてきた唯一の勢力である革命的左翼運動(MIR)がクーデターの約1年後(1974年10月)までにほぼ壊滅させられて軍事政権に対する左翼勢力による大きな抵抗がなくなったこととみあっている。しかしこの戒厳令体制は現実には、国連、米州機構人権委員会、国際労働機構、などの国際機関でのチリ政府非難決議、ポ

イコットがクーデター以来ずっと行なわれていること、民主主義の国から一転して人権抑圧の代表国のひとつに数えられている 対外イメージの悪さ、またキリスト教民主党、カトリック教会による軍政批判、などが示しているように国内外できわめて評判が悪い。ただ軍事政権自身は、現在の基本的人権や市民的自由の「制限」は、あくまでもクーデター以後の非常事態(テロリズムの鎮圧)のもとでのものであり、チリ社会の「正常化」が達成されるまでのやむをえない措置であって、国内外で流布されているような人権の極端な抑圧なるものはすべて嘘であり、国際共産主義とその手先による中傷以外のなにものでもなく、チリ政府は基本的人権と市民的自由を尊重している、という立場をとっている。こうした立場を立証するため、国際的な非難、フォード政権下でのキッシンジャー特別補佐官、サイモン財務長官による人権の状態に関する憂慮発言(1976年4～5月)、大統領選挙の際のカーター候補のチリ政府非難の発言、などアメリカによる圧力もあって、1975年から76年にかけて、当初1万人を超えていたアジェンデ派の政治犯を少しずつ釈放した<sup>(注8)</sup>。釈放された政治犯のほとんどはただちに国外に亡命した。1976年末のチリ共産党のホルバラン(Luis Corvalan)書記長とソ連反体制派知識人のプロコフスキーとの相互釈放は国際的なニュースとなった。この相互釈放は、1977年の6月に、東ドイツの政治犯11人とチリ共産党のモンテス(Jorge Montes)元上院議員の間でも行なわれ、軍事政権によれば、この釈放によって、73年9月のクーデター以来戒厳令違反で逮捕・勾留された政治犯は全員釈放された。

以上のことからみると、現在の戒厳令はいずれは撤廃されるはずのものであるが、現実には軍政を批判したキリスト教民主党の大物、ハイメ・カ

ステイジョ (Jaime Castillo) の国外追放 (1976年8月)、キリスト教民主党系のラジオ放送局の閉鎖 (1977年1月) が示しているように、軍事政権は政権批判者にきびしい態度で臨んでおり、また1976年9月の新憲法の公布の際に、「国民の権利と義務」の章とともに、有事を想定した「非常事態の諸措置」の章を同時に公布したことは、戒厳令がとり払われてもいつでもまた復活できることを示しており、以上のことは軍事政権がいかに「国家の安全」の名による治安を重視しているかを示しているものと言えよう<sup>(注9)</sup>。

軍事政権がめざしている新しい政治体制について言えば、当の軍事政権自身これを「権威主義的政権」(Gobierno autoritario) と呼んでおり、キリスト教民主党などの国内批判勢力もそう呼んでいる (ただし、アジェンデ派の人々はファシズムと規定している)。軍事政権によれば、これは共産主義の脅威に弱いことが実証された従来の複数政党主義に基づく大衆民主主義に代わる強力で真に民主主義的で安定的な政治体制であり、そこにおける「真の民主主義」とは「権威主義的で、保護された、統合的な、技術化された、そして真に (国民の) 社会参加を促進する」という特徴を持った民主主義である<sup>(注10)</sup>。

西欧型民主主義とも全体主義とも異なる政治体制としての「権威主義的政治体制」については、近代政治学の分野で研究の成果が出されているので詳細はこれらの研究に譲る<sup>(注11)</sup>、普通には、スペインのフランコ政権、インドのガンディー政権、ブラジルの軍事政権などジャーナリズムでは時に「強権政権」とも呼ばれることもある「強力な政権」で、その特徴は、要するに、大きな社会的変動を伴うことなしに、旧来の支配者階級による「近代化」を強大な権力を背景に進めているこ

とにあり、チリの軍事政権についてもこうした議論が妥当するものと思われるが、チリの軍事政権については、以下のような特徴がみうけられる。

その一つは、冷戦的反共イデオロギー、国家安全保障の重視、政権の体制が軍・警察・保守的テクノクラート指導型で、国民党・キリスト教民主党右派=旧来の支配層が主要な協力者であることである。

その二つは、市民・大衆の非政治化 (Despolitización)、と企業経営への参加、を通じての翼賛体制化を進めていることである。すなわち軍事政権は、「個人と国家の間に存在するあらゆる団体」の非政治化をおし進めた。これはアジェンデ政権期に、労働組合、同業者組合、隣人協議会、母親センター、などほとんどすべての市民組織団体がアジェンデ政権支持か否かで分裂して争ったために、これらの団体から政治色をぬぐい去るための過渡的な措置かとみられていたが、実際にはそうではなく、これらの団体を政治とは関係のない職能団体へと戻し、政党の入り込む余地をなくするための措置であった。軍事政権は、「政治家はデマゴグであり、国民を分裂させる。彼らが復帰することはありえない」とくり返し表明してきている。そして責任と連帯のある「社会的参加」を労働者に保障するために、1975年5月には、企業での経営参加と職業訓練を法律として制定して実行に移し<sup>(注12)</sup>、また76年9月の新憲法では労働者の経済的要求は責任あるものでなければならぬとしてストライキ権を禁止してしまった。現在、労働者の賃金は、インフレを考慮しての3カ月ごとの調整、政府・使用者・労働者の三者委員会などの方式で決められており、不満のある部門

の労働者の代表による陳情は大統領、労相が受けつける、というかたちにとられている。

その三つは、チリでは歴史的にすでにこうした「権威主義的政権」なるものについては非民主主義的な政権だという認識が一部には定着していることである。その具体例はかつての保守党とキリスト教民主党との論争である。すなわち、1960年代初期までの、国民党として自由党と合同する以前の保守党は、私的企業制度の絶対的擁護、保守的なカトリックの社会秩序とともに、「民主主義の理念を維持しながらも権威ある強力な政権の登場を望み」(注13)、「スペインのフランコ政権をカトリック的な政権の理想」(注14)としていた。それ故1964年の大統領選挙に際して、左翼勢力の胎頭を懸念した同党は、「同じカトリックの党である」キリスト教民主党に連合を提起したが、こうした「非民主主義的政権」に敵意を示す「カトリックでも保守党とは全く違う」キリスト教民主党と論争になったことがあった。結局、保守党がキリスト教民主党のフレイ候補を支持することになったのだが、この時キリスト教民主党は、保守党を「反動、独裁政権・ファシズム・権威主義的政権の支持者」と論難した(注15)。

したがって、現在の軍事政権はイデオロギー的にはかつての保守党の継承者ということができ、実際に軍事政権のイデオログも平和と繁栄と政治的安定を長期にわたって維持したとしてフランコ政権を高く評価している(注16)。そして一方のキリスト教民主党は、フランコ政権以後のスペインの民主化への動きや、インドのガンディー政権の敗北を、こうした権威主義的政治体制の非民主主義性と非有効性が歴史的に立証されたものと判断し、軍政批判の一つの拠り所としている。

(注1) クーデター直前の政党別の議員数は以下のとおり。

	上院	下院	計	比率(%)
キリスト教民主党	19	50	69	34.5
国民党	8	34	42	21
急進左翼党	3	1	4	2
急進民主党	0	2	2	1
人民連合諸党*	19	63	82	41
人民社会同盟	1	0	1	0.5
計	50	150	200	100

(注) \* 社会党、共産党など6党。

すなわち、クーデター直前までのチリの政党は、大雑把に言って、右派の国民党、中間のキリスト教民主党、左派の人民連合諸党の3大潮流にわかれていた。歴史的に言うと、このうち国民党(元の保守党・自由党、1966年に合併)は、支持基盤が大地主・大企業・商業・金融界などの伝統的な保守的支配層であり、1958~64年にホルヘ・アレサンドリ政権を擁立、自由(放任)主義的経済政策を適用した。キリスト教民主党は、支持基盤が中小地主・資本家・自由業・ホワイトカラー層などのブルジョアジー・中産階級であり、1964~70年にエドゥアルド・フレイ政権を擁立、改良主義的経済政策を適用した。人民連合諸党は、支持基盤がブルーカラー層・貧農・自由業・公務員などの労働者・農民階級であり、1970~73年にサルバドル・アジェンデ政権を擁立、社会主義的経済政策を適用した。得票率の傾向でみると、キリスト教民主党と左派が伸びて、右派が後退していた。クーデター直前には国民党とキリスト教民主党が連合してアジェンデ政権に反対していた。したがって、クーデターは、政党レベルでみる限り、チリの大多数の国民に支持されたものであった。

	1957	1961	1965	1971
キリスト教民主党	13.24	16.0	41.01	27.7
左派諸政党	12.32	29.9	21.84	39.2
右派諸政党	29.14	30.2	15.42	18.1

(注2) 1973年9月11日、軍事評議会布告第5号、Secretaria General de Gobierno, *Libro blanco del cambio de gobierno en Chile*, Stgo, Editorial Lord Cochrane, 1973, p. 248; チリ軍事評議会編、妹尾作太郎監訳『チリ政変白書、無血革命と人は言うが』自由社 1974年 128ページ。

(注3) Junta Militar del Gobierno, *Declaración de principios del gobierno de Chile*, Stgo, Editorial Nacional Gabriela Mistral, 1974, pp. 28-29. なお引



用文中の「partidista」は partido (政党) の形容詞で、普通は、「党派主義的」という意味で使われる。軍事政権は、過去のすべての政権・政党は党派主義的であったとしてこれを否定、政党政治の時代はもう終わった、党派主義的でない国民主義的 (nacional) な立場を志向する、と宣言している。このためここでは特に「政党の」という意味に訳しておいた。念のため。

(注4) この新憲法の内容は以下のとおりである。第1章 国家評議会、第2章 チリの諸制度の基礎、第3章 国民の権利と義務、第4章 非常事態の諸措置。

なお旧憲法は1833年憲法を改正して1925年9月30日に国民投票にかけられ、同年9月18日公布。以後部分的な修正を経ながら73年9月10日まで効力を持っていた。内容は以下の通り。第1章 国家・政府・主権、第2章 国籍・市民権、第3章 憲法保障条項、第4章 国会・下院・上院・国会の権能・法律の制定・国会の審議、第5章 共和国大統領・閣僚、第6章 憲法裁判所・選挙資格、第7章 司法、第8章 地方自治、第9章 地方行政、第10章 憲法改正の手続(以上全109条)、したがって新憲法は旧憲法の第1章から第3章までの範囲に相当するが、内容は大幅に異なっている。この新憲法は国民投票を経ずに公布された。

(注5) ただしこれはあくまで政治制度に関してであって、軍事政権がこれまでの西欧型の価値と経済体制を防衛するという点は変わらないことは言うまでもないことで、こうした点から軍事政権はたとえばソルジェニツィンを高く評価し、いずれ西ヨーロッパもソ連とユーロコミュニズムの攻勢によって、クーデターでアジェンデ政権を倒したチリの軍事政権が当面している課題に直面することになろう、と予測している。したがって軍事政権の世界観はきわめて冷戦的な見方であり、チリ軍事政権はみずからを西洋文明防衛の最先端にいる、とみているようである。

(注6) Palma Vicuña, Ignacio, *Aportes para un análisis de la crisis chilena, Estudios Internacionales*, año vii, abril-julio, 1974.

(注7) *Declaración de……*, pp. 21-22. なお以下の解説はこの「方針」や1976年の新憲法、などを資料としている。

(注8) アメリカの圧力であるが、1976年にフォード政権はチリの人権状態が改善されていないとしてチリへの軍事援助を削減したが、ピノチェット軍事政権はこれを重大な内政干渉だとして援助を拒否した。カ

ーター人権外交政権はフォード政権と同じ措置をブラジル、ウルグァイ、アルゼンチンに対してとったが、いずれの国も援助を拒否した。チリのケースはこれらの「はしり」である。

(注9) 新憲法によると、大統領は軍事評議会の承認を得て非常事態の措置をとれるようになっている。旧憲法では、戒厳令の公布は国会の承認が必要であった。たとえば1973年6月29日のクーデター未遂事件の際にはアジェンデ大統領は戒厳令の施行を望んだが少数与党であったために断念した。こうした点からみると、現在の軍事政権の権力は相当に大きいということがわかる。

(注10) *Declaración de……*, p. 23および1977年7月9日のピノチェット大統領の演説。*El Mercurio*, 10 de julio, 1977.

(注11) 山田睦男、「現代ブラジルの権威主義体制とイデオロギー」(『アジア経済』第17巻第1・2号1976年1・2月)を見よ。「権威主義的政治体制」なる概念は、スペインのフランコ政権の研究から1960年代以後出てきているようだが、学問的な定義は別として、権威主義的なる言葉そのものは、絶対主義的 (absoluto)、独裁的、という言葉とはほぼ同義で、俗に権威主義的政権とは「行政権力が無制限に近い権力を持つ政権」として、1950年代からすでに使われている。

(注12) Banco Central de Chile, “Estatuto social de la empresa,” *Boletín Mensual*, no.567, mayo, 1975.

(注13) Burnett, Ben G. *Political Groups in Chile*, Austin, Univ. of Texas Press, 1970, pp. 178-181.

(注14) Castillo, Jaime, *Los caminos de al revolución*, Stgo, Editorial del Pacífico, 1972, pp. 59-106.

(注15) *Ibid.* また権威主義的なる言葉のもうひとつの使用例として、たとえば、アジェンデ政権を当初支持し後に反対した急進左翼党のアルベルト・バルトラ元上院議員は、アジェンデ政権は流布されていたように民主主義的社會主義 (Socialismo democrático) をめざしていたのではなく、実態は権威主義的社會主義 (Socialismo autoritario) を樹立しようとしていたと述べている。Baltra, Alberto, *Gestión económica del gobierno de la Unidad Popular*, Stgo, Editorial Orbe, 1973, p. 27.

(注16) Ibañez, Pedro, *La nueva institucionalidad*

chilena, *El Mercurio*, 13-15 de diciembre, 1976. なおこの中でパドロ・イバニェスは、西欧の民主主義はフランス革命以後、19世紀に広まったもので現代にはもうそぐわない古い制度だと断定している。

## II 経済再建政策とその効果

チリ社会の社会主義的な変革をめざしたアジェンデ政権の経済政策は、大きな課題としては、銅鉱山の国有化、主要産業・企業の国営化、農地改革の徹底化、所得の再分配、などを内容としていたが、その効果としては大きな失敗であった<sup>(注1)</sup>。

3年持ちこたえたアジェンデ政権下でのチリ経済は、1971年はかなり順調であったが、72年の後半以降、階級闘争の激化とともに急速に悪化の傾向をたどり、73年9月のクーデター直前には、(a)チリの経済史上かつてない高率のインフレーションの発生(72年8月から73年8月までの1年間、303.6%)、(b)財・サービスの需給関係の不均衡、日常生活物資の不足(隠匿)と闇市場、買物行列の一般化、(c)国営化された諸企業(約300社、ただしアジェンデ政権期までの全国有企業は約500社)の主要部分での経営の非効率と赤字の累積、(d)所得再分配政策によって向上していた労働者の実質賃金・給与水準の大幅な悪化の傾向(70年1月を

100とすると、73年1月133、73年8月52)、(e)私的生産部門における投資の減退による経済諸部門の生産水準の72年と比較しての全般的低下、特に農業生産の大幅な後退(-24.2%)、経済成長の悪化(-3%)、(f)国際収支・外貨事情の悪化、対外債務の増加(アジェンデ政権成立直前の1970年10月に約3億3000万ドルあった中央銀行の外貨保有高は、73年9月には約4100万ドルに減少、また対外債務はアジェンデ政権の3年間に約8億ドル増加した)、などに示されるように深刻な経済的危機におちいついた<sup>(注2)</sup>。

これらの経済的危機を受け継いだ軍事政権は、経済の立て直し(*recuperación económica*)を国家の再建のための大きな柱に据えた。この経済再建政策の特徴を一言で言えば、均衡財政主義、市場機構の自由な動きと貿易・資本の自由化を最大限に保障することを内容とした「古典的」とも言いうるほどの徹底して開放的な自由主義経済体制の再建をはかることによって、これらの経済的危機を克服し、同時にチリ経済の体質(特に対外的競争力)を効率的、合理的に強化しようとするもので、それはアジェンデ政権期の経済政策の主要な内容を白紙に戻すとともに、1930年代末期の人民戦線政権以来ほぼ30年間にわたってチリに支配的であ

第1表 主要経済指標の推移

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
1. 経済成長率	3.6	7.7	-0.1	-3.0	5.0	-15.0	4.5
2. 工業生産指数 <sup>1)</sup>	104.0	119.3	122.6	117.3	112.9	98.2	110
3. 農業生産増加率	17.8	8.3	1.6	-24.2	14.7	7	-30
4. 消費者物価上昇率		22.1	163.4	508.1	375.9	340.7	174.3
5. 実質賃金・俸給	100	—	—	86	80	77.8	87.1
6. 失業率	7.1	5.5	3.7	4.7	9.7	16.2	13.5
7. 銅生産高格 <sup>2)</sup>	691.6	708.3	716.9	742.7	899.7	828.3	1,005.1
8. 銅国際価 <sup>3)</sup>	64.1	49.3	48.6	80.8	93.3	56	65
9. 国際収支(総合) <sup>4)</sup>	98.5	-323.2	-327.6	-248.7	-139.7	-274.6	475.4

(出所) Banco Central de Chile, *Boletín mensual*, Stgo, 1976, 5; Odeplan, *Informe económico*, 1974-1975 各号; *Quarterly Economic Review*, 1975, 1976 各号; *El Mercurio*, varios números.

(注) 1) 1968=100, 2) 単位, 1,000 t, 3) セント/ポンド, 4) 100万ドル。

った「不効率な」経済的保護主義、国家主導型の経済成長優先主義という経済政策の伝統の根本的な転換を意味していた。

この自由主義的経済政策を指導・遂行しているのは、1976年に経済学の分野でノーベル賞を受賞したアメリカの経済学者、ミルトン・フリードマン教授や、アーノルド・ハーバーガー教授等に代表される、インフレーション・貨幣理論の領域でいわゆる「シカゴ学派」と呼ばれているマネタリストの系統に属するチリの経済学者群で、これらの人々が閣僚ともなっている大蔵、経済両省は、軍事政権の閣僚、省庁の中では唯一、民間人によって構成されてきた部門である。

クーデター以後の経済再建政策は、軍事政権側に即して区別すれば、1973年9月から75年3月までの「経済秩序再建期」と、75年4月以降の「経済体制強化期」の2期に分けることができる(注3)。

第1期のそれは、保守系の大新聞『エル・メルクリオ』紙の(注4)編集主幹であったフェルナンド・レニス (Fernando Leniz) が経済相で、特にクーデター後1年間のそれは、アジェンデ政権の行き方の主要な部分を「違法であった」として白紙に戻し、上述した自由主義的な経済政策を戒厳令を背景として適用し、自由主義経済体制の再建にとりかかることによって経済的危機を收拾しようとした時期で、それは特に、財・サービスの需給関係の不均衡、生産の全般的低下、国営企業の赤字、などの解消を中心としたものであった。

すなわち、軍事政権はクーデターの直後、アジェンデ政権が無償で国有化していた銅資源の補償を行ない、また鉱工業への外国資本の参加を歓迎すると宣言してこじれていたアメリカとの経済関係をまず回復した(注5)。これは、1974年3月、ア

ンディーナ (Andina)、リオ・ブランコ (Rio Blanco) 銅山の補償に4200万ドルをセロ社に、同年7月、チュキカマタ (Chuquicamata)、エル・サルバドル (El Salvador) 銅山の補償に2億5500万ドルをアナコンダ社に、同年10月、エル・テニエンテ (El Teniente) 銅山の補償に6800万ドルをケネコット社に、それぞれ支払うことで実行に移された。またこれと平行して1974年7月、政令第600号を公布して外国資本のチリへのほぼ自由な流入を保障する措置を取った。

またその大部分が「違法に」国有化され、しかも巨額の累積赤字に悩まされていた約300社の主要産業・企業であるが、銅・硝石・鉄・石油・電気、その他の戦略的に重要な企業を除いて、1973年11月にまず88社が元の所有者に返還されたのを皮切りに、74年12月に12行の銀行が私的部門に移されたのを含めて、75年2月までに約220社が元の所有者への返還、民間への払い下げによって私営化された。

さらに農地改革についてみると、これも「違法であった」として多くの接收農場が旧地主に返還され、農業政策も資本主義的な方式に戻された。

すなわち、チリの農村では1960年代の半ばまで、小作農と季節労働者の労働に主として依存していた大規模な地主的土地所有(フンド)と零細農(ミニフンディオ)とが支配的な経営様式であった。500ヘクタール以上の規模のフンドが農場数の上では3%であったが86.9%の土地を所有し、一方10ヘクタール以下の零細農が農場数の上では73.1%であったが1.1%の土地しか占めていなかった。こうした土地所有・農業経営のあり方が、農業の低生産力と農村の貧困の原因であり、ひいては経済発展を阻害していた一因でもあって、このためチリは巨額の食糧輸入を毎年行なわねばな

第2表 チリの農地改革(1965~74年)

期 間	農 場 数	面 積 (ha)
イ) 1965年~ 70年11月3日	1,406 ( 24.2)	3,564,243 ( 35.7)
ロ) 1970年11月4日~ 73年8月31日	4,397 ( 75.3)	6,297,273 ( 63.1)
ハ) 1973年9月11日~ 74年8月31日	6 ( 1.5)	104,352 ( 1.2)
計	5,809(100.0)	9,965,868(100.0)

(出所) Odepa, *Boletín estadístico*, no. 16, 1974, p. II.

(注) イ)はキリスト教民主党政権, ロ)はアジェンデ政権, ハ)はピノチェット政権。ただし, この表は各政権の実績のみを示し, ハ)はアセントミエントの分割。カッコ内はパーセント。

らなかった。この状況に本格的に手をつけ始めたのが、1965年からのフレイ政権で、「10万戸の自作農の創設」をスローガンに、80ヘクタール以上の「基礎灌漑地」を持つフンドを改革の対象とした農地改革法を制定、70年までの6年間に全耕地の約18%にあたる土地を接収し、アセントミエントと呼ばれる農民と農地改革公社による過渡的な(3~5年)共同経営方式を導入、これによって約2万家族の土地なき農民が受益者となった。またこの期間に大量の農民組合が形成された。アジェンデ政権は、このフレイ政権期の農地改革法を拡大解釈して、「急速で、大量で、ドラスティックな改革」をスローガンに、第2表にうかがわれるように、短期間に徹底的な改革を行ない、約4400のフンドを接収、アセントミエントと平行して農地改革センターと呼ばれる集団農場方式を導入した。こうしてアジェンデ政権末期までに約36%の耕地、約18%の農民、が改革部門に編入された。しかしこうした急激な改革による農村での階級闘争の影響もあって、農業生産は約24%も下落した。

軍事政権は、アジェンデ政権期に多くのフンド・中小農場が農民に実力で占拠され強引に接収さ

れたことをあげて、これらの大部分の改革が違法であったとして旧地主に返還し、農地改革センター方式の経営も廃止した。1974年8月31日まで、すなわちクーデターから1年間に旧地主に農場の全部あるいは一部分が返還されたのは2514農場、面積は約14万ヘクタール(基礎灌漑地)で、農場数だけから見るとこれはアジェンデ政権期に接収された農場の約57%にあたり、こうした軍事政権の対応の速さは、アジェンデ政権の農地改革をいかに違法視していたかを示している。また軍事政権はアセントミエントの農地の所有権を農民に与える措置を進めて自作農を創設する政策をとった。これは1974年8月31日までに3754家族におよんだ(注6)。

以上のようにアジェンデ政権期の主要な成果を白紙に戻して私的企業制度の絶対性を確認した軍事政権は、資本家・地主・経営者・外国資本の信頼と安心の回復につとめるとともに、「権威、労働、正義」をスローガンに生産秩序の確保につとめた。そしてアジェンデ政権期に統制されていた物価を自由化して、まず闇市場や買物行列(そして低所得者層への食糧供給組織であったJAP)を一掃し、生産と流通を刺激して、財・サービスの需給関係の不均衡、生産の全般的低下、国営企業の赤字、などの危機の克服をはかった。市場機構の自由な動きによって生産と流通の正常化をはかろうとしたわけである。また複数を替レートで高めに評価されていたのを実勢に合わせて通貨価値を切り下げて徐々に単一為替レート制に移行させ、貿易・資本(政令第600号)を自由化して国際収支の危機の軽減をはかり、財政支出を思い切って削減して赤字財政の負担を減少させ、労働者の賃上げ要求を押さえて、通貨の供給量を減らしてインフレーションの収束につとめた。

これらの経済再建政策の1年後(1974年)の結果を1973年と比較してみると(注7)、マイナス3%と落ちこんでいた経済成長率は5%上昇し、銅(21%)・硝石(3%)・鉄鋼(8.7%)・石炭(9.7%)などの鉱工業の分野では生産は上昇し、またマイナス24%と大幅な後退のあった農業部門の回復は著しく、作付面積で14.4%、収穫で14.7%上昇した。しかし製造業部門は思わしくなく2.8%下落した。建設部門の落ち込みは大きくマイナス16.8%もの下落を記録した。国際収支は、銅価格の上昇、銅生産の増大、外国資本・借款の流入があって、第1表にみるように、総合収支で赤字額を減少させた。

しかし、経済的危機のうちインフレーションは抑制することができず、クーデター直後の1973年10月には対前月比87.6%という上昇率をみ、73年9月から74年9月までの物価上昇率は611.1%で、アジェンデ政権末期の1年間(303.6%)をはるかに上まわる結果となり、74年12月までの1年間のそれも375.9%であった。また失業率も急速に上昇し、アジェンデ政権末期には4.2%であったのが、1974年末には9.7%、75年初めには12.4%の高率を記録するに至った。労働者の実質賃金や給与水準も下落し、1973年8月の指数が52であったのが、9月には42、73年末には66、74年の平均は80.8とその回復の動きは遅々としたものであった。

第2期のそれは、元のキリスト教民主党员(1967年12月~70年10月、中央銀行副総裁)のホルヘ・カウアス(Jorge Cauas)蔵相(ただし、1974年7月から76年12月まで)とセルヒオ・デ・カストロ(Sergio de Castro)経済相が主役で、国营企業の民営化、開放経済体制に従属した農業政策、緊縮財政、金融引締め、貿易の自由化、外国資本の導入

などの点で第1期よりもさらに徹底した自由主義的経済政策——これはショック療法と呼ばれた——を適用した時期で、その特徴は、アジェンデ政権期の行き方の白紙還元を継続するとともに、キリスト教民主党政権期までの改良主義的・保護主義的経済政策の成果のいくつかも取りくずして、クーデター以来の経済再建方針——外資・民間主導型——をさらに強化、追求した点にあった。軍事政権によれば、こうした政策を取った理由は、それが最も合理的であるということだけではなく、第1期の政策の効果が期待されたほどではなく、特に高率のインフレーションにより生産活動(特に製造業)が低水準にとどまったこと、外国資本の流入が少なかったこと、巨額の対外債務の累積、それに1973年末の「石油ショック」以降の世界的な不況などによる国際収支の赤字、という困難な問題があった(注8)。

すなわち、インフレーションについてはすでにみたので、対外債務についてみると、1960年代の後半から大幅に増大し、アジェンデ政権期には30億ドルを超えてさらに増加し、チリ経済への大きな重圧となっていたが、軍事政権になると40億ドルを超え、75年分の返還額も7億ドル(輸出額の約40%)となり、債権国であるパリクラブ(ヨーロッパ11カ国と日本)での返還繰り延べ交渉も難行、さらに「合法的な政権を武力で倒し、人権を抑圧している」として経済援助を停止・削減する国もあって重圧は継続した。またその経済援助も1975年までに11億ドルとアジェンデ政権期(15億ドル)よりも少なく、外国資本の流入も政令第600号にもかかわらず大きくはなかった。さらに貿易は、1973年と74年を比較すると、「石油ショック」後の世界的不況の中で、輸出が13億ドルから22億ドルに増加したが、輸入も14億ドルから20億ドル

に増え、また外貨収入の70%を占める銅の国際価格も上昇したが（1ポンド当り、72年48.6セント、73年80.8セント、74年93.3セント）、1974年後半以降下落の傾向にあり、以上のような事情で経済拡大政策は国際収支の悪化につながる恐れがあった。

このため軍事政権はまずインフレーションの克服を最大の課題とすることを決め、「年内にこれを止めるために」<sup>(注9)</sup>、1975年5月から財政支出の15~25%の削減を手始めに、所得税などの10%引き上げ、国営企業の赤字の縮小計画、金融の引き締め、など一連のきびしい緊縮・均衡財政政策を導入した。軍事政権は一貫して「インフレーションの原因は通貨供給量の過剰にある」という立場をとって、73年には50%を超えていた財政の赤字を74年には35.4%に減らしていたが、75年には8.3%までに減少させた<sup>(注10)</sup>。この一環として国営企業の赤字を減らすために「国営主義は非効率の根源」だとして、キリスト教民主党政権下で約300社、アジェンデ政権下で約500社あった国営企業をさらに民営化し、76年10月までに、鉱工業を中心とした戦略的産業・企業約20社だけを公共部門に残すことを決定した<sup>(注11)</sup>。またこの引き締め政策のため、大学関係も補助金の削減を受け、労働者・公務員の賃金引上げ要求も押さえられた。

こうした国内需要の削減とともに、軍事政権は資本と貿易の自由化をさらに進め、アンデス条約から脱退し、関税を引き下げ、輸出の振興をはかった。アンデス条約は、1969年キリスト教民主党政権のもとで、民族企業を保護育成し、経済的独立を進めるために、ペルー、ボリビア、コロンビアなどアンデス6カ国の地域共同市場として発足したもので、外国資本の漸次的国有化、利潤送金

の制限（14%）、対外共通関税の設置などがその主な内容であり、チリにとってこの市場への加盟は、30年代以来の保護主義的政策（輸入代替工業化）の延長線上にあったものであった。軍事政権の方針は、民族資本と外国資本を差別しないとする政令第600号、および対外共通関税（チリ45%、ペルー150%を主張）の点でアンデス条約と衝突し、域内各国との調整を続けたが、1976年の末に、貿易で約10%を占めていたこの地域市場からついに脱退した。またチリ経済の対外競争力を強化するために、輸入関税一般についても、74年に最低関税率を200%に、75年初めには最高関税率を120%に、1976年初めにはさらに70%に引き下げ、78年までには10~35%にする方針でいる。さらに輸出を多角化するために、銅・鉄・硝石などの従来の輸出商品以外の「非伝統的品目」の輸出拡大をはかり、1974年に1億9000万ドルであったのを75年には3億6000万ドルに増大させた。

また農地政策についても、アジェンデ政権期の接收農場の旧地主への返還と農民への農地所有権の譲渡を継続し、1976年末までに、65~73年の接收農場のうち3602農場、面積にして23万ヘクタール（基礎灌漑地）を全部あるいは部分的に返却した（第3表参照）。農民への農地の譲渡は、同じく1976年の末までに、3万576件、125万ヘクタールに達した。ついでに言うと、この旧地主への接收農場の部分的返還のなかにはチリ中央部リナレス州のフンド、ラ・ピエダー（La Piedad）も含まれていた。これは1969年4月、キリスト教民主党政権下で農地改革の対象となった農場で、この農場の接收の際、地主側との衝突で、農地改革公社の職員が死亡し、大騒ぎになったことがあり、キリスト教民主党は農地改革を進める上で記念碑的事件として扱っていたという経緯があった<sup>(注12)</sup>。

第3表 農場・農地の所有関係の調整  
(1976年11月30日現在)

	農場数	面積	比率	比率
A. 調整			%	%
1. 返却積	1,460		40.5	25.1
面 H R B		2,080,711	75.6	20.9
		123,057	53.4	13.7
2. 部分的返却積	2,142		59.5	36.9
面 H R B		671,240	24.4	6.7
		107,389	46.6	12.0
1.+2. 計	3,602		100.0	62.0
面 H R B		2,751,952	100.0	27.6
		230,440	100.0	25.7
B. 農地改革公団所有	4,349			74.9
面 H R B		7,213,916		72.4
		665,306		74.3
A.+B. 計(1965~73)	5,809			100.0
面 H R B		9,965,870		100.0
		895,760		100.0

(出所) *El Mercurio*, 21 de febrero, 1977.

(注) HRBは「基礎灌漑地」の略。これは、サンティアゴ近郊のマイプ(Maipu) 溪谷の灌漑地を基準として定義され、このため土地の肥沃度によっては80ヘクタール以下でも接収の対象となりうるし、また逆のこともありうる。

さて以上の「経済体制強化期」の経済政策の大筋を図式化すると、インフレーションと国際収支の赤字に対処するために、きびしい引締め政策をとって国内需要を減らして物価の鎮静、輸入の減少を期待し、輸出の増大、外国資本の流入増によって国際収支を均衡させようとする政策であったと言いうるが、1975年から適用されたこの政策の効果を以下にみてみよう<sup>(注13)</sup>。

まず1975年についてみると、この年は軍事政権の予想に反して30年代の世界経済恐慌の影響を受けた時以来の最悪の大不況となった。すなわち経済成長率は15%下落、鉄鋼・硝石の生産はわずかに上昇したが、石炭(-1.5%)、銅(-8%)は下落した(この銅生産下落の一因は、銅産出国機構による生産調整のため)。農業生産は前年に引続き7%上昇したが、製造業部門は23.5%と大きく下落し、なかでも建設部門(中間財)は35%も下落した。国際収支は、輸入が前年の20億ドルから18億

ドルに減少、輸出は、非伝統的輸出品目の増大があったが、世界的な不況に起因する銅価格の下落による外貨の損失が約9億2000万ドルと甚大であったため、2億8000万ドルの外国資本の流入にもかかわらず、総合収支で2億7000万ドルの赤字となった。またインフレーションは「年内に止める」どころか抑制することもできず、前年をやや下まわる340.9%にも達した。失業率は前年より増加し、1975年末には16.5%に達し、労働者の実質賃金・給与水準も下落した。

また1976年には、前年にくらべて経済成長率はやや好転して4.5%上昇、銅の生産は21%上昇したが、その他の鉱工業部門はほぼ軒なみ下落した。製造業は12.2%上昇したが、農業生産は30%も下落した。また国際収支は、輸出が約30%増え、輸入が約10%減少、銅の価格が前年より上昇し、さらに外国資本の純流入が約5億ドルもあったため、8億ドルの対外債務の支払いにもかかわらず、総合収支では約4億7000万ドルの黒字となり、1977年初めの外貨準備高は最近では最高の7億ドルにもなった。インフレーションは、前年の約半分の174.3%に落ち着いた。失業率は、1976年の初めには約20%と驚異的な水準を記録したが、同年末には13.6%とやや下落、また労働者の実質賃金・給与水準は前年にくらべてやや上昇した(第1表参照)。

以上のように、この第2期の政策のインパクトは非常に大きく、国際収支、財政収支の面で大きな好転がみられたが、インフレーション、失業率は高く、実質賃金は低く、労働者・一般市民にとってはあまりにも犠牲の大きい政策であったと言いうる。世界的不況という情勢のもとでこれだけの自由化政策をとったケースは非常に珍しいと思われるが、この政策の適用が可能であったのは政

治的には最悪の撰択である戒厳令体制があったからであり、その成果はこの戒厳令とセットで判断されねばならないであろう。

資料の制約があって詳しいことはわからないが、1975年後半から76年にかけての景気の後退はきびしく、貿易の自由化による輸入増もあって製造業部門における遊休資本は15%もあり<sup>(注14)</sup>、電気産業を中心とする大手企業の倒産も相次ぎ、金融・財政引締めの影響の大きかった建設部門の失業率は40%にも達した。この不景気は中間層にもおよび、大学教師、医者、技術者が経済的な窮迫のため「大量に国外に流出した」<sup>(注15)</sup>。また開放経済体制への移行に伴って、農業部門が受けた影響はとりわけ大きく、1976年の生産性はこの10年間のうち最低を記録して軍事政権側の農業経済学者も「破局的な状態」と認めるほどとなった<sup>(注16)</sup>。農民への農地所有権の譲渡も実態としては零細農化を促進する恐れがあって、それはすでに農地を売却した農民の続出というかたちとなってあらわれており、全国農業協会も農業政策全般の再検討と農地所有の上限80ヘクタールの撤廃を提言し始めているのが実情である<sup>(注17)</sup>。

その後、1977年の初頭から軍事政権は、経済再建政策は成功したとして、外資・民間依存型の体制をさらに促進し、ゆるやかな景気拡大政策——減税、賃上げ、その他——をとり始めているが、この経済困難は当分継続するものと思われる。

(注1) 西川潤、「チリの革命と反革命」『資源ナショナリズム』ダイヤモンド社 1974年)。なお本稿ではアジェンデ政権の諸政策については、わが国でも相当の量の文献がすでにあるので詳しくはふれないことにした。

(注2) この議論の大筋は Molina, Sergio, *La nueva política económica*, *Mensaje*, vol. 23, no. 226, 1974によっている。

(注3) Cauas, Jorge, “Programa de recuperacion

económica,” Banco Central de Chile, *Boletín mensual*, no. 567, 1975.

(注4) マネタリズムの最も熱心な鼓吹者がこの『エル・メルクリオ』紙で、その見解は同紙“Temas económicos”の欄にみるができる。現代世界の「平等」や「福祉」を求める風潮に反対して「自由」を重要視するこの立場の一例として、たとえば、1977年1月22日付の同紙(「失業をどうすべきか」)は次のように述べている。「(雇用を増大するために)……労働者の罷免禁止令や最低賃金の採用は廃止さるべきである。最低賃金制をとって自由な契約を妨害している労働組合の独占的行為は制限さるべきである。労働時間は自由化さるべきで、割高の女性労働力保護の諸費用は労賃にひびかない他の方法をとるべきである。ストライキを防ぐために労働争議に関する法律の改革が必要である。……」また「古典的」な自由主義的経済政策の主張は、しいて言えば、国民党の前身の自由党の立場がそうであり、これは1950年代の半ばから60年代のはじめにかけて、ホルヘ・アレサンドリ大統領のもとで実施された。したがって軍事政権の政策自体は新しいものではなく、今回がより徹底しているだけである。Ffrench-Davis, Ricardo, *Políticas económicas en Chile 1952-1970*, Stgo, Ceplan, 1973.

(注5) アメリカとの貿易関係(全貿易額の比重)は以下のような進展をみせた。

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
輸出	14.1%	7.9	9.5	8.6	11.5	8.8
輸入	36.9%	27.2	17.0	16.3	21.7	—

(出所) Banco Central de Chile, *Boletín mensual*, no. 552, 1974, no. 558, 1977.

(注6) Odepa, *op. cit.*

(注7) 以下は、Banco Central de Chile, *Boletín mensual*, abril 1975 および Universidad de Chile, *Comentarios sobre la situación económica*, 1974, no. 18, 1976., no. 36などの公式の資料によっている。

(注8) Cauas, Jorge, *Exposición sobre el estado de la hacienda pública*, 1975; Odeplan, *Informe económico anual*, diciembre, 1975.

(注9) Jorge Cauas, *Programa de.....*

(注10) Universidad de Chile, *Comentarios.....*, no. 36.

(注11) *El Mercurio*, 14 de octubre, 1976.

(注12) Moreno Rojas, Rafael, *El camino está*



abierto, CORA, *La reforma agraria chilena 1965-1970*, Stgo, 1970; *El Mercurio*, 23 de julio, 1976.

(注13) 以下は、Banco Central de Chile, *Boletín mensual*, no. 588, 1977; Economist Intelligence Unit, *Quarterly Economic Review (Chile)*, 1976, 1977に基づいている。

(注14) *El Mercurio*, 11 de octubre, 1976.

(注15) *El Mercurio*, 27 de febrero, 1976; 27 de abril, 1976; 19 de febrero, 1977. 『ロンドン・エコノミスト』誌(1976年5月22日)によれば、1973年のクーデター以来、約10%の労働力が海外に流出したという。

(注16) Garrido Rojas, José, *El señor Carter y la alimentación chilena*, *El Mercurio*, 19 de octubre, 1976.

(注17) 全国農業協会会長フランシスコ・バスクニャン (Francisco Bascañan) の声明。 *El Mercurio*, 3 de mayo, 1977.

### III 軍事政権と批判勢力

アジェンデ政権が打倒され、共産党、社会党などの左翼政党、労働者中央組織 (CUT) などの労働組合が非合法だとして弾圧され、政治の表舞台から武力で一掃された後、軍事政権の諸政策——政治・社会体制、経済政策、基本的人権——を非民主主義的として批判し、対立関係に入ったのがキリスト教民主党とキリスト教会 (特にカトリック) である。これらの勢力による軍事政権批判をみるためにまず歴史的な経緯をみておこう。

キリスト教民主党は正式には1957年に創立され、60年代の始めにそれまでの小党から地すべりにチリ最大の政党に躍進し、「自由の中の革命」を標榜して左右の勢力に挑戦、65年から70年まで政権を担当、銅資源の漸次的国有化、農地改革、経済成長、アンデス共同市場への加盟、その他、チリ経済・社会の構造的改革と近代化をはかった「中道革新」の政党であって、59年のキューバ革

命以後の「進歩のための同盟」においてラテンアメリカにおける民主主義と近代化のショーウィンドーとしてアメリカが最も期待した改良主義の政権であった。

このキリスト教民主党の源流は、1920年代後半から50年代にかけてチリ社会とチリのカトリック教会 (教徒) の動きと密接な関係があった<sup>(注1)</sup>。すなわち、チリでは歴史的にずっとカトリックの影響が強く、1925年に国家と教会の分離が行われたが、それまでカトリックと言え、これを信仰の領域に限定する家父長主義的・権威主義的カトリックを指し、政治的には保守党、経済的には自由放任主義的資本主義の擁護を意味していた。こうした状況に変化が生じたのは1930年代からで、世界経済恐慌は当時輸出国であったチリに大きな被害をもたらしたが、この時期の政治的・経済的・社会的な大混乱のなかで、イバニェス独裁政権 (1927～31年) の打倒に参加し、自由主義経済体制に疑問を抱いた保守党青年部の人々——エドゥアルド・フレイ、ベルナルド・レイトン (Bernardo Leighton)、その他——が、ほぼ同時期に「社会問題」に目を向け取り組み始めたカトリック教会内の進歩的な動き——アルベルト・ウルタード (Alberto Hurtado) マヌエル・ラライン (Manuel Larrain)、ホセ・マリーア・カーロ (José María Caro) などの諸神父がその象徴——と平行して、フランスのジャック・マリタン (Jacques Maritain) のカトリック的共同体思想を拠り所としつつ、1930年代末に保守党から別れ、50年代末に形成したのがキリスト教民主党であって、その潮流は従来のカトリックと區別して社会キリスト教 (Social-Cristiano) 主義と呼ばれ、カトリック教会内においても主流派を形成、その方針は、政治的民主主義 (反独裁、反共、反ファシズム)、反権威主義、修正資本主義、労働者の企

業経営への参加を主張する——ユーゴの自主管理方式に似た——共同体主義 (Comunitarismo) にあった。これらの政治的・経済的・社会的方針は、特に50年代に左右の勢力とのきびしいイデオロギー闘争を経て形成されたもので、たとえば当時の高率のインフレーション抑制政策をめぐる保守勢力の通貨学派 (マネタリスト) とキリスト教民主党的の構造学派との論争は特に有名である。他方のキリスト教会は、共産党の非合法時代 (1948~58年) に農民運動にもかかわりを持ち、60年代の初めには教会所有地を解放して農地改革の先駆けとなった。以上の立場が政策として実施されたのがフレイ政権の時代で、このうち共同体主義の唯一の実現例がいわゆるアセンタミエントと呼ばれる農地改革方式であった。

1960年代の末にこの潮流にはさらに変化が生じた。70年の大統領選挙を前にして、キリスト教民主党的の左派は大統領選に前後して脱党して、統一人民行動運動 (MAPU)、キリスト教左翼 (IC) を形成してアジェンデ派と合流し、またカトリックの一部も急進化して、神学博士で経済学博士のジェスイット派のゴンサロ・アロージョ神父をリーダーとする「社会主義をめざすキリスト者運動」 (Cristianos por el socialismo) を結成してアジェンデ政権を支持し、1972年4月にはサンティアゴ市でラテンアメリカ各国から代表者を招いて第1回総会を開催した<sup>(注2)</sup>。

したがって、1960年代末からアジェンデ時代にかけて、政治的には、国民党、キリスト教民主党的、人民連合の3大潮流にみあうかたちでキリスト教も、右派の家父長主義的カトリック (エミリオ・ルイス・タグレ神父がその代表)、中間派 (主流派) の社会キリスト教派 (ラウル・シルバ・エンリケス枢機卿がその代表)、左派 (少数派) の革命的カトリック

(ゴンサロ・アロージョ神父がその代表) に分かれていた。

アジェンデ政権の登場を支持したキリスト教民主党的は、最初は見守っていたが、主要産業・企業の国営化や農地改革などの急進的な行き方を前にして、「アジェンデ政権はソ連と同じ全体主義的社會主義」だとして1971年の中頃から反対するようになり、アジェンデ政権による「違法で」「強権的な」支配を糾弾し、政治的民主主義の尊重と国家・党の支配によらない労働者の経営参加の実質化を主張してユーゴ型の「民主主義的社會主義」、あるいは「共同体的社會主義」 (Socialismo Comunitario) を対置し、1972年の末以降には国民党と連合してアジェンデ政権と全面的な対決関係に入った。そして1973年6月29日のクーデター未遂事件の際には「右のものだろうと左のものだろうと、クーデターには断固反対する」と宣言していたが<sup>(注3)</sup>、それから約3カ月後にクーデターが成功し、その際、アジェンデ政権による「ゼット計画」<sup>(注4)</sup> が軍事評議会によって暴露されるにおよんで、このクーデターを支持するに至った。アジェンデ政権に批判的であったカトリック教会もクーデターを支持し、左派のカトリックはマルクス＝レーニン主義者であるとして弾圧された。

クーデター以後、キリスト教民主党的は分裂した。クーデターにあくまで反対していたラドミロ・トミッチ (Radomiro Tomić, 元大統領候補)、ベルナルド・レイトン等は亡命し、元総裁のレナン・フエンテアルバ (Renan Fuentealba) は軍事政権を批判して1974年11月に国外に追放された。またホルヘ・カウアス、カルモーナ元上院議員、ウィリアム・タイヤー (William Thayer) をはじめ軍事政権に協力した人々も出た。さらにクーデター直後から逮捕されたアジェンデ派の救援にあたった人々も

いる。しかし大多数の党員は軍事政権を支持し見守る立場をとった。この時期に、キリスト教民主党は軍事政権を「過渡的な政権」とみなしていた。たとえば総裁パトリシオ・アイルウィン (Patricio Aylwin) は、軍事政権の政権担当期間は民主主義の正常な状態が回復されるまでの2～3年と予測、チリ最大の政党として同党が国家の再建という歴史的任務からしめ出されることはないだろうと期待し、軍事政権が検討を始めた新しい憲法については、権力者が上から押しつけることは許されず、民衆の承認を得た民主的なものでなければならないとし<sup>(註5)</sup>、また元大統領のフレイも「我々政治家は今沈黙する時だ」としていた<sup>(註6)</sup>。そしてこのフレイをはじめ多くのキリスト教民主党系の人々はヨーロッパ、アメリカに行き、武力で合法的な政権を倒したと轟々たる非難をあげていた軍事政権を断固として擁護し、アジェンデ政権がいかにかひどい独裁的な政権であったかを演説してまわった。ただキリスト教民主党政権のイタリヤではかえって批判されたという。

このキリスト教民主党と軍事政権の対立の最初の契機は、軍事政権による非左翼政党の政治活動停止措置であった(1973年9月21日)。このときに同党はこれに対抗して軍事政権に協力する党員の除籍を決めたのである<sup>(註7)</sup>。そしてこの対立が本格化したのは、1974年3月11日、軍事政権が「チリ政府の諸原則の声明」を出してからである。第I節でみたように、この時に、軍事政権はキリスト教民主党が予想していたこととは全く違う再建の方向をとり始めたことがはっきりしたのである。これはキリスト教民主党にとってかなりのショックであった。なぜなら、軍事政権が政権維持を半恒久化すると宣言したのみならず、もっと悪いことには、その行き方が全体として国民党寄りであ

り、権威主義的政治体制や保守的なキリスト教的な社会秩序、それに自由主義的経済政策にしても、キリスト教民主党がこの数十年の間に批判してやまなかったものであり、これらは国民党勢力の衰退、フレイ政権の成立によって60年代にすでに克服されたものとばかり思っていた旧体制の復興に他ならなかったからである。この「声明」が出された後、キリスト教民主党の一部は「敗北宣言」ともとれる総括文を提出した<sup>(註8)</sup>。

その後の軍事政権とキリスト教民主党との関係は、軍事政権が第I・II節でみた政策を戒厳令を背景として強化していくごとにキリスト教民主党がますます批判の姿勢を強め、他方軍事政権側は「特殊な利益のみを追求している」「政治活動停止の禁令を破った」としてこれを弾圧するという過程をたどった。キリスト教民主党による軍政批判の拠点は、政党政治に基づく政治的民主主義、新古典派的経済政策、企業での労働者の経営参加、基本的人権の尊重であり、ほぼ旧来のキリスト教民主党の主張そのものである(ただし、これらはあくまでも政策の次元の批判であって、政治体制については、軍人の国政参加の必要を1974年以降認め出している)。

同党による批判は、1975年の半ば以降特にそのはげしさを増した。すなわち、経済政策については、それがあまりにも緊縮財政、自由化すぎて、産業全体がマヒする傾向にあり、失業が増大し、実質賃金が下落し、政策としては犠牲が大きすぎる、という点にある<sup>(註9)</sup>。この批判の背景にはもちろん、それまでの同党政権による成果が掘り崩され、同党の政治的支持基盤である中産階級の経済的窮迫という事情もあった。同党および同党系の経済学者は引き締め政策の緩和を訴え、またアンデス条約からの脱退に反対した。これに対する

軍事政権の回答は、インフレーションを抑えず、経済を拡大すれば国際収支は悪化し、さらに不均衡を拡大する、ということにあった。

政治体制についても、たとえばフレイ元大統領は、「歴史の要求と将来の避けられぬ要請」と題する著書で(1976年1月)、軍政の行き方を批判し、軍部の国政参加が必要であることを力説しつつも、国民のコンセンサスに基づく民主主義の復権を訴えた<sup>(注10)</sup>(このフレイは1975年以來経済政策を批判し、また国家評議会のメンバーとして招かれたがこれを辞退した。)これに対してピノチェット大統領は「マルクス主義者に道を開くことだけしか知らないケレンスキー達の復帰はありえない」と述べた<sup>(注11)</sup>。

また1976年6月、サンティアゴ市で米州機構の総会が開かれた際、ハイメ・カスティージョ(Jaime Castillo)を初めとするキリスト教民主党系の5名の弁護士が、戒厳令、治安対策、基本的人権等の現状について軍政を批判するパンフレットを配布したが、軍事政権はこの件の報道・解説を禁止した。これに対してこの5名の弁護士は、「こうしたやり方は1930年代のソ連やアジェンデ時代と酷似した全体主義的なやり方だ」<sup>(注12)</sup>と批判、同年8月、ハイメ・カスティージョ等2人の弁護士は「国家の安全を脅かす」として国外に追放された。クーデターを支持した人達が軍事政権について「全体主義的」としたのはこれが最初のケースである。

さらに軍事政権の「労働者の経営参加」も実態は代表者の出席だけで実質的な意志決定権はない名目だけのものと批判した同党系の学者は、「政治活動停止の原則は守ってもらう」と軍事政権に一蹴された<sup>(注13)</sup>。

以上のようにキリスト教民主党の軍政批判は封

じられてきただけでなく、同党の機関誌・雑誌・放送局等は戒厳令に違反して次第に停刊、閉鎖に追い込まれ、大学等からも同党系の人々が多く追放され、あげくのはて1977年3月には同党が非法の共産党と組んで政府の打倒をめざしていたとしてついに非法化されるに至った。いわゆるトマス・レイエス(Tomás Reyes)、アンドレス・サルディバル(Andrés Zaldivar)事件がこれである<sup>(注14)</sup>。現在、同党の立場に近いのは、政府系の手に渡った『エルジャ』(*Ercilla*)誌を辞任した人々によって1977年に創刊された『オイ』(*Hoy*)誌だけである<sup>(注15)</sup>。

一方のカトリック教会はどうか。カトリック教会、特にその主流派は、クーデターを支持したものの一貫して打倒されたアジェンデ政権派に対する寛容を求め<sup>(注16)</sup>、逮捕された人々の基本的人権の尊重を訴え続けてきたほぼ唯一の勢力であった。特にラウル・シルバ・エンリケス(Raul Silva Henriquez)枢機卿を先頭とするカトリック司教会議常設委員会は、クーデター直後に「平和委員会」を設置、逮捕者(政治犯)とその家族に対する支援活動を行なった。そしてこれが1975年の末に軍事政権によって解散させられると、その一部は「連帯委員会」を設置、クーデター以来の「行方不明者」約500人の所在の確認を軍事政権に要請するなど、その活動を継続している。ただキリスト教勢力はすでにみたように一様ではなく、たとえば右派系は軍事政権断固支持であって、1975年に「平和委員会」メンバーで、国連のナンセン賞——人権擁護に力をつくした人に与えられる——を受与されたルーテル派のヘルムート・フレンツ(Helmut Frenz)神父は国外旅行中に再入国禁止の処分を受けたが、カトリック右派はこの件でも軍事政権を支持した。

カトリック教会は、この基本的人権問題に限らず、軍事政権の諸政策とその効果について、教会でのミサなどを通じてことあるごとに批判してきており、その立場はキリスト教民主党のそれよりもはるかにラディカルで、「告発」に近い批判を特に1975年以降行なってきている。その最近の例としては1977年3月25日の声明がある<sup>(注17)</sup>。

この中でカトリック教会は、現在最も重要かつ緊急を要することとして、行方不明者の捜索、言論の自由や政党政治に基づく複数主義的民主主義などの人間的諸権利の回復、経済政策の変更、国民の総意に基づく法律の制定・運用と戒厳令の解除等を訴えた。特に経済政策についてはそれが農民・労働者・庶民にもたらしている負担はあまりにも大きすぎ、その一方で投機と高利によって栄えている者がいて富と貧困の格差がますます拡大しているとして、生産手段の私的所有と自由競争の経済の絶対化はカトリック教会の社会的教義に違反していると批判した。また国民投票で承認された憲法、市民の正統な代表者によって制定された法律とこれらを遵守する政府機関が存在しない間は真の基本的人権は存在しない、として軍事政権の行き方を徹底的に批判した。

これに対して『エル・メルクリオ』紙は、「カトリック教会は軍事評議会を市民の正統な代表者と認めないのだろうか」<sup>(注18)</sup>と批判、法務大臣は「紫の法衣を着た人達が神の国はこの世のものではないことを忘れて……」と放言し、物議をかまして辞任、ピノチェット大統領は「この人達の行為が政治活動でないかどうかは世論の判断にゆだねよう」と述べた。

このように、キリスト教民主党が非合法化された現在、軍事政権を表だって批判している勢力はこのカトリック教会だけとなっている。

(注1) 以下の大筋は、Grayson, George, *El partido democrata cristiano chileno*, Stgo, Editorial Francisco de Aguirre, 1968; Molina, Sergio, *El proceso de cambio en Chile*, Stgo, Editorial Universitaria, 1972; Castillo, Jaime, *ob. cit.* などによった。

(注2) Primer encuentro latinoamericano de Cristianos por el Socialismo, *Cuadernos de la realidad nacional*, no. 13, julio de 1972.

(注3) 当時の総裁パトリシオ・アイルウインの声明, *La prensa*, 30 de junio, 1973.

(注4) 「セット計画」とは、アジェンデ政権がクーデターを起こし、反対派を抹殺してプロレタリア独裁をしく用意をしていたというもの。ただこの計画なるものの信憑性は少ない。

(注5) *Ercilla*, No. 1954, 24-30 de octubre, 1973.

(注6) *Ercilla*, no. 1994, 17-23 de octubre, 1973.

(注7) “La carta de William Thayer a Osvaldo Olguin,” *El Mercurio*, 18 de junio, 1976.

(注8) Palma Vicuña, Ignacio, *op. cit.*

(注9) *Ercilla*, no. 2092, 3-9 de septiembre, 1975.

(注10) 『ラテンアメリカ時報』, 第6号 1976年2月21日号より孫引き。

(注11) *El Mercurio*, 21 de febrero, 1976.

(注12) *El Mercurio*, 13 de junio, 1976.

(注13) *Ercilla*, no. 2069, 26 de marzo-1 de abril, 1975.

(注14) *El Mercurio*, 12 de marzo, 1977.

これは、1977年のはじめに、サンティアゴ市の国際空港でキリスト教民主党系とみられる一婦人乗客の手荷物から官憲によって押収された文書が事件の発端であった。この文書は、トマス・レイエスとアンドレス・サルディバル（フレイ政権期の蔵相）のそれぞれによる、キリスト教民主党の秘密党大会に向けての二つの政治基調報告であったとされている。この文書は、その全文が『エル・メルクリオ』紙に掲載されたが、この中で両者は約3年間の軍政とキリスト教民主党の現状を総括し、「チリの危機を打開するために」トマス・レイエスは共産党との協力を主張し、アンドレス・サルディバルはあくまでも独力で活動を行うことを主

張している。軍事政権は、このことを理由に、キリスト教民主党だけでなく、全政党を非合法化した。

(注15) ついでに付言しておく、1976年の末に、アメリカの上院で多国籍企業と CIA がアジェンデ政権を「揺さぶるため」に巨額の資金をエル・メルクリオ社やキリスト教民主党などの反政府勢力に提供したことが暴露された。エル・メルクリオ社とキリスト教民主党はこの事実を否定したが、この暴露はキリスト教民主党の威信をかなり傷つけたようだ。

(注16) *Mensaje*, no. 226, 1974.

(注17) El Comitè Permanente de la Conferencia Episcopal de Chile, "Nuestra convivencia nacional", *El Mercurio*, 26 de marzo, 1977.

(注18) Posición política de los obispos, *El Mercurio*, 26 de marzo, 1977.

### むすびにかえて

以上、軍事政権によるクーデター以後の「国家の再建」の過程を、基本方針、経済政策、批判勢力に焦点をあて、そのおのおの「論理」をみるという視角から、歴史的背景・経緯も含めながら概観してきた。

ここで明らかになったように、この「再建」の本質は、政治的、経済的、社会的にみて、50年代以降のチリ社会の3大政治勢力——国民党、キリスト教民主党、人民連合——のうち、基本的には国民党によるそれであって、それが「反共」「国家の安全保障」を正面にすえて、新しい装い（権威主義的政治体制）をまとって軍部・警察と結合・協力して戒厳令体制を最大限に利用しながら再登場してきたものと言うことができる。いわば、60年代に至って勢力後退が著しかったチリ保守勢力の巻き返しにほかならない。これ以上のことは本稿でみてきたとおりなので、ここでは繰り返さない。

これからの展望であるが、1977年7月、ピノチエツト大統領は、81年までを「回復期」、その後

の10年間に「移行期・制度定着化の時期」とすることを明らかにし、91年以降政権を徐々に民間に移す旨の演説を行なった。（政党や戒厳令がどうなるか、選挙はどうかといったことは不明）。緩やかな正常化と呼ばれているこの議会制民主主義の超克・権威主義体制化の計画が民主主義の歴史の長かったチリでそのまま実現されていくのかどうか、政治活動が禁止されている現在、キリスト教民主党やカトリック教会の「民主化要求」が力を得て軍事政権が政策上の一定の修正を余儀なくされていくのかどうか、政治権力の中心が軍部・警察にある現在、予測することはむずかしい。ただ、このままいくとすれば、軍政が1973年のクーデターから約18年続く計算になるし、民主化要求を政権が受けいれるとしても、キリスト教民主党が軍人の国政参加を認めている以上、従来の民主主義体制とは異なったものになってゆくものと思われる。いずれにしても、この「再建」が保守勢力の主導権の確固たる回復をめざしている以上、これが達成されるまで戒厳令体制は続くであろう。

また経済的には、外資・民間依存型の開放的自由主義経済体制の原則は堅持されるであろうし、経済拡大政策が徐々に適用されていくと思われる。軍事政権の経済当局者は、1977年の経済成長率を5～6%、インフレーションは100%以内に落ち着くものと予測しているが、今後の経済の動向は、銅の国際市場価格の動き（現在50数セントと相当に低迷している）に大きく依存するものと思われる。いわゆるアジェンデ政権は平和裡の社会主義への移行という大きな実験として歴史に残ったが、軍事政権の経済政策も戒厳令体制下の徹底した自由化の実験としてあるいは歴史に残る実験となるかも知れない。犠牲の大きい実験としてである。

## 【付 記】

最後に個人的な感想を記しておきたい。本稿の筆者は、本稿で対象とした時期の最初の半分近くにあたる1973年4月から75年3月までの2年間、チリの農業経済の勉強のためにサンティアゴ市に滞在していた。このため、はからずも、アジェンデ政権末期の状況、クーデター、軍事政権の登場を目撃するはめになった。すなわち、当時筆者はチリ大学社会経済研究所に準客員研究員として籍を置かしてもらっていたが、この研究所はアジェンデ派だったために、クーデターの際巻き込まれ、同僚の1人は死亡、4人が国立競技場に連行され、所長は軍事政権に出頭命令を受けて外国大使館に亡命、残った研究員も約30人がヨーロッパやメキシコなどに亡命、研究所は閉鎖された。連行された4人は2カ月後までに全員無罪で釈放されたが3人は亡命した。このクーデターのため、筆者は当時の筆者の知人とのほぼすべての関係を失った。当時は軍事政権・国民党とキリスト教民主党的の蜜月時代で、共産主義の圧政からの解放を祝って、マスコミは連日洪水のように打倒されたアジェンデ派をさらに徹底的にたたきのめすことをやっていた。そして「複教民主主義」の立場からアジェンデ政権の「全体主義」に反対していた人々が、やがて少しずつ「複教民主主義」の限界を説き始め、世の中が大きく右舵一杯に動いていくのが見えた。この時期にアジェンデ派の人権を憂慮していたのは、筆者の知る限り、国際赤十字、国連諸機関とカトリック教会であった。本稿でみたように、このカトリック教会も分裂していて、クーデターをめぐって新約聖書そのものの大変な葛藤を演じていた。なぜこんなことを知っているかと言えば、本稿でみたカトリック左派のゴンサロ・アロージョ (Gonzalo Arroyo) 神父がチリ大学で筆者が参加していた農業経済ゼミナールの主任教授だったからである。クーデターは私達が農村調査に出かける寸前に起こった。この「ぶどう酒を飲み過ぎて赤くなった坊主 (El cura curado) と言われていたゴンサロ・アロージョ教授は、クーデターの後、軍事政権側から轟々たる非難をあび、孤立無援の活動を行なった末、亡命を余儀なくされた。この人が現在どこにいるのか筆者は知らない。研究所が閉鎖されたために身の置き所がなくなった筆者は、半年後、レッド・ページがすんだチリ大学の好意で今度は同大学の経済研究所に籍を置かしてもらうことになり、約1年間ここにいた。この研究所には軍事政権の経済顧問

が大勢いて、所長はシカゴ学派の重鎮、アルバロ・バルドン (Alvaro Bardón) 教授であった。この人は有名な学者で、かつてアジェンデ政権の時代に官僚主義的な銀行国有化方式に反対して、「銀行は労働者のものでなければならない」(注1)として、多数派の労働者による自主管理経営方式を主張してやまなかった人で、現在はチリ中央銀行総裁という要職にある。まだ銀行は労働者のものにはなっていないようだ。またこの研究所で筆者にいろいろアドバイスしてくれたのは、国民党系の有名な農業経済学者のホセ・ガリド (José Garrido) 教授で、アジェンデ政権時代にはゴンサロ・アロージョ教授の論争相手だった人であった。

紙数がないので書けないが、要するに、筆者は、クーデターをはさんで、左派の人とも右派の人とも接し、またいろいろなことがあったために、人民連合派、キリスト教民主党派、国民党派、三者三様のすさまじいまでの闘志、憎悪、解放、苦難、不安、涙、の具体的な様相を断片的ではあるが知っている。そしてアジェンデ政権とそれ以降の時期が、大変な「政治の季節」であり、家庭が割れ、職場が割れ、学校が割れ、地域が割れ、社会が割れた大闘争の時期であったし、現にあることも。クーデターの犠牲者が公式発表で約2000人、CIAの推計で1万2000人、噂で8000～3万人、亡命者約1万5000人、軍事政権下の失業者20% (1976年3月)、国外流出者が労働力の10%、チリの人口は日本の10分の1だから、約10倍すれば——比較はむずかしいが——日本の場合として近似的に想定しうるかと思われるが、アジェンデ政権期から軍事政権にかけての様相はチリの歴史では今世紀最大の大変動なのである。

本稿の筆者は、この大変動期を経験した一人として、アジェンデ政権期のチリ社会について別稿を準備中であるが、ともあれ、この大変動の傷跡が回復するには、「正常化」や「再建」とはかかわりなく——付言すれば、本稿第1節でみた軍布告第5号 (第1節注2) の実質的内容は今も宙に浮いたままである——おそらく相当の年月が必要であり、多難な時代がなお続くという気がする。(1977年8月30日)

(注1) Bardón, Alvaro, “Los bancos deben ser de los trabajadores”, *Mensaje*, no. 197, 1971.

(調査研究部)